

## 平成 28 年度 第 4 回伊丹市いじめ防止等対策審議会 議事録

日 時 平成 29 年 2 月 13 日 (月) 14:00～15:45

場 所 伊丹市立総合教育センター 2 階 研修室

出席者 新井 肇 委員長、 佐藤 幸宏 副委員長、 池田 修一 委員、  
市川 伊久雄 委員、 大路 周宏 委員、 岡野 英雄 委員、  
鈴木 隆一 委員、 田中 孝治 委員、 西山 祐子 委員、  
花光 潤一 委員 林 明美 委員、 福田 直 委員、  
松本 喜美子 委員、 村上 順一 委員

傍聴者 4 名傍聴

事務局 皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、平成 28 年度第 4 回伊丹市いじめ防止等対策審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の福本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成の関係からご発言の際にはマイクをご使用いただきますことと録音をさせていただくことにつきまして、ご了解いただきますようお願いいたします。

本日は、中西委員と仲野委員、石崎委員が公務のため、欠席される旨、連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

会議は原則として公開であります。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第 4 条「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める」に基づき、第 2 条の傍聴定員について、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。なお、傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を定めることにしております。本日 4 名の傍聴希望者がおられますが、今回は会場内に希望者全ての傍聴を許可してよろしいでしょうか。

### 【受諾確認】

では、ここで、傍聴者の方に入ってくださいことにします。

新井会長 ここで傍聴要領について確認しておきます。傍聴要領第 5 条第 3 項にありますように、傍聴者の方は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならな

い。また、第6条にありますように、机上に資料を配付しておりますが、持ち帰り可能な資料は会議次第のみとさせていただきます。

今後、委員の皆様へに審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録（議事録）が必要でございます。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。

今回は、池田委員と石崎委員をお願いいたしましたので、本日の会議につきましては、市川委員と大路委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 【受諾確認】

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、報告事項(1)「平成28年度第2回いじめの実態把握のためのアンケート調査結果について」事務局から、よろしく申し上げます。今日の会議は3時半を目途に進めます。

事務局 第2回いじめの実態把握のためのアンケート調査結果についてご説明します。

平成28年11月の第4週目ないしは第5週目に、市内公立小・中・高等学校の全児童生徒（17,270名）を対象に実施しました。

そこで、認知されたいじめの件数は、小学校486件、中学校118件、高校0件、合計604件でした。なお、前年度同時期の認知件数は合計543件、今年度、6月に実施した1回目の認知件数は529件でしたので、今回も多くはいじめを認知し、解消に向けて取り組みました。

次に、国が示すいじめの態様の項目別にみますと、最も多いのが「冷やかしい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」で小学校324件、中学校87件、合計411件で、全体の68.0%でありました。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で小学校146件、中学校34件、合計180件で、全体の29.8%でした。

児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるものは今回のアンケート調査の中ではありませんでした。

資料の4では、調査集計後の平成28年12月28日現在の解消状況を記載しておりますが、その後、冬休みや3学期にも引き続き、各学校におきまして、いじめの解消に向けた取組や被害児童生徒への支援を行い、ほぼいじめは解消でき、解消後の心のケアに向けて継続支援に努めております。

以上が、「第2回いじめの実態把握のためのアンケート調査結果」についての報告です。

新井会長 ありがとうございます。ただ今、説明をいただきましたけれども、今の報告について何かご質問がありましたらお願いします。このような数字になっているということでご理解いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

次に、「伊丹市いじめ防止フォーラムについて」事務局よりよろしく申し上げます。

事務局 伊丹市いじめ防止フォーラムについてご説明します。委員のみなさまにご協力、ご参加いただき、去る11月12日に伊丹市いじめ防止フォーラムを伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）において、約100名の参加者のもと開催しました。

本フォーラムは、中学生、教員、保護者、警察をはじめ関係機関等が一堂に会して、社会総がかりでいじめを防止する意識を高めることを目的に開催しました。当日は、ひとつのいじめに関する事例のビデオを視聴し、その事例についてワークショップ形式で、生徒・教員・保護者のそれぞれの立場から意見を交し合いました。また、本フォーラムにお越しいただいた方々同士も意見を交わしながら、いじめの問題にどう向き合うのかを考えることができました。

新井会長にファシリテーターを務めていただき、今、求められているいじめ対策について、生徒・教員・保護者・地域がそれぞれの視点で真剣に考えることができる機会となりました。また、本日の資料に参加者や会場にお越しいただいた方々のご意見を記載させていただき、配布しております。

いじめについては、子ども達は教師や保護者など、大人たちに気づいてほしいと思っていることがわかりました。また、自分がいじめられた時や、いじめられている友達を見た時は、大人たちが思っている以上に子ども達は、教師や保護者など大人に相談したいと考えていることがわかりました。

今回の議論を踏まえて、市内生徒指導担当者会において、この意見を集約して一覧にして伝え、各校のいじめ防止等の取組に生かしていただくようお伝えしました。また、本フォーラムの様子をホームページにアップしました。本日、配布させていただきました資料につけております。

以上が、「伊丹市いじめ防止フォーラムについて」の報告です。

新井会長 説明していただきましたが、今の報告についてご質問はありませんか。やりっぱなしではなく、出てきた意見を生徒指導主事会などでおろし、検討していただいております。よろしいでしょうか。

次に、審議事項に入ります。まず、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針の改訂について」です。1番～13番までひと通り、ご説明いただき、その後、委員の皆さまからご意見を賜りたいと考えております。事務局から、よろしく

お願いします。

事務局 「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」について審議をお願いします。事前に委員の皆さまから、本基本方針の改訂について多くのご意見を頂戴しました。ありがとうございます。それを一覧表にまとめ、資料として配布しております。ご覧ください。

では、1番、基本方針のp1のI策定の根拠の8行目、「将来の伊丹を担う」を「将来の伊丹及び社会を担う」に追記した方がよい。なぜなら、伊丹のみならず、社会を担う人材育成を望むということからです。

次に、2番p2の2基本的な考え方の(1)いじめの定義について、下から3行目と6行目の「一定の人間関係」や「物理的な影響」の説明(解説)は、本文に記述するのではなく、注記で表現した方がよいのではないかと。本文の途中で突然出てくると違和感があるとご意見をいただきました。

次に、3番p4の5行目、児童等への関わりについては、「学校内」に限ってのことではなく、また、特に、地域との関わりはそのほとんどが校外である。「学校内外」の表記が望ましいのではないかと。

次に、4番p5の(5)家庭や地域との連携において、地域における具体策は何ですか。地域で子どもを育てるといった意味では家庭と同様と思う。

次に、5番p7の(1)①道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進において、「体験活動にボランティア活動」を取り入れる。また、人の役に立つことの満足感を育むことで人権教育につなげるとご意見をいただきました。

次に、6番②児童等の主体的な活動の推進において、毎年1回はいじめ防止フォーラムを開催しているため、「毎年、年1回いじめ防止フォーラムを実施し、…」という文言を追記した方がよい。

次に、7番p8の③教員の資質能力の向上において、「いじめ対応マニュアル」、「生徒指導提要」に習って、「いじめの問題等に関する生徒指導対応事例集」の後に(伊丹市生徒指導連絡協議会)を追記する。また、「総合教育センターにおいては、ライフスキル教育等に係る教職員研修」の後に、初任者研修、10年次研修、生徒指導担当者研修の中で、いじめ防止対策推進法の理解を深めと追記する。

次に、8番p9の(4)①ネットいじめ等に対処する体制の整備において、「インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめ」に統一する方が望ましい。

次に、9番②インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの防止と啓発活動において、各校において、年1回児童等への情報モラル教室を開催しているという文言を追記する。

次に、10番(5)連携の強化において、教育委員会という文言がないため、教育委員会とは連携しないのですか。

次に、11番p10の1行目、警察、福祉等の関係機関等と連携の記述に違和感がある。警察や社会福祉協議会等の関係機関等と連携の表記が望ましい。

次に、12番の(7)①障害についての全市的な理解の促進において、「障害について」を「障がい」にする。また、このページと次行での「障害」の表記は問題がないですか。別の言葉で表現できないか。さらに、同ページの特別支援教育支援員は既に配置されているのではないですか。増員が必要と考えます。

最後に、13番の②教職員の理解の促進と、適切な指導と支援の充実のための支援において、「②教職員の理解の促進と、適切な指導や支援を充実するための取組」に変更した方がよいのではないですか。

以上、ご意見をいただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

新井会長 事務局から、説明していただきましたが、今の説明について、委員の皆さまからご意見ををお願いします。

花光委員 原稿は伊丹市及び社会を担うとなっているが、説明には「伊丹」と言われましたので、「伊丹市」でいいですね。

事務局 説明に市が抜けておりました。そのため、「将来の伊丹市を担う」を「将来の伊丹市及び社会を担う」と「社会」を追記してください。

新井会長 「伊丹市及び社会を担う」と「社会」を入れるという視点で、文言の追記でいきたいと思います。2番については、表記の問題ですが、これでよろしいですか。

事務局 国の書き方にあわせて、見やすい、読みやすい形にします。

新井会長 書きぶりは事務局に任せます。3番の児童等への関わりについて、「学校内外」の表記についてはどうですか。

岡野委員 学校内外における児童などの関わりとあるが、学校の先生の負担が今までは、学校内だったのが、外も入ると、かなり大きくなるのではないかと。今でも先生は忙しそうです。むしろ、学校内に限定し、そちらをしっかりとってもらった方がよいのではないですか。

事務局 外すべてを指すのではなく、家に帰ってからの友達との関係も含めて、外を入れさせてもらってもいいと考えています。

新井会長 学校内にとどまるということは、現実的には難しいのではないかとおられます。そういう意味で学校内外としてはどうでしょうか。

市川委員 「地域と連携」、「地域との・・・」と書かれているが、先生方にとっての学校内外を指しているのではなく、地域という文言から、地域組織に何を求められているのかが一切わかりません。地域という言葉はでてくるが。そこを整理させていただきたいと思い、28番に意見を出させてもらいました。

新井会長 教員の業務を増やすということではなく、子どもの活動範囲を指すということで、学校内外としていいのではないのでしょうか。また、地域における具体策は何か、ということについて、皆さんのご意見をいただきたい。

福田委員 地域がいじめを見抜くのは無理ですが、地域の方が通報してくれることがあります。いじめをしていると、問題行動も見受けられることが多い。警察に相談してくれたら、教育委員会等とも連携して対応できます。また、地域で、問題行動のある子については、警察に相談いただけたら、学校につないでいくことができます。

新井会長 社会総掛かりといったときに地域がでできます。そこで具体的にはどのようなことが考えられますか。

村上委員 5ページにある「家庭と地域の連携」にも関わると思います。地域は子どもを見守ってくれてはいるだろうが、5ページには家庭についてのみ5点具体例を示しています。ルールやマナーについては、家庭だけでなく、大人の目が必要であります。この家庭の例に地域を加えていくというのはいかがでしょうか。

鈴木委員 自然発生的に地域が子どもを守るのは、難しくなっている。しかし、組織的にはできます。例えば、地域見守り隊や少年補導員、PTA活動等、意図的組織的な働きかけがあれば、もう少し宣伝してもいいのではないのでしょうか。文言に入れるかどうかは別として、そういう活動が伊丹市にはありますということを市民に示してもよいと思います。

林委員 補導員の活動を言ってくださいましたが、いじめに関しては、地域が見抜くという方向で対処していくことは難しいと思います。ちょっとのことですが、声かけをしていくことは常日頃からしています。そこから、人間関係を作っていくことが大切だと思います。よその子だけど、あったことを話せる関係づくりができてくると、大きな事にならないし、仲良くしていくことに繋がっていくことができます。そういうことが一番大事です。今、見守りでは、登下校の時間帯に要所、要所で声をかけながら運動をしています。17小学校区ほとんどしています。補導員としては、月4回のパトロールや自治会と連携したパトロールなど小さいところから子どもとの関わりをもっていっています。そういうところから頑張っていきたいと思っています。伊丹の地域の活動は、自慢してもよいのではと思います。

池田委員 見守り体制という話がありましたが、抱えこまないという点でも地域は機能します。5年生くらいから、はずかしいという思いが出てくるので、補導員や顔見知りの大人と話ができる関係づくりから、いじめを防止するサポートネットができるのではないのでしょうか。嫌だったという否定的な感情をおさえこみがちだが、出すところから始まります。先生でも親でもない人とのつながりが、大事です。学校でも家庭でもなくても居場所があり、また、体験できることは

大きい。ボランティアに参加するのもいいが、地域の人とのつながりは、大切だと考えます。

田中委員 子どもの見守りは、具体的にどうしようという方針はありません。毎年6月に困ったことがないかの調査をしています。その子ども版はない。自治会は子どもの見守りや校門で挨拶をしています。その時、声をかけてくれる子は大丈夫。そうやってきたことは、一定の成果だと思います。

新井会長 いろいろ動いていて、ネットワークがあるということ子どもにも知らせていきたいと思います。5番の「体験活動にボランティア活動」を取り入れることについてはどうですか。

事務局 教育委員会が実施する施策について書いています。小さなボランティアを積み重ねる指導については、常々行っております。新しいことを入れるというよりは、今、子どもたちがやっていることを意味づける方がよいと思います。

新井会長 施策としてあげてしまうとどうかというご意見だと思います。体験活動の一つの中身として、ボランティアがあり、いじめ防止に無縁でなく、一つの取組に繋げていけばと思います。次に、6番ですが、毎年、「年1回いじめ防止フォーラムを実施し、…」という文言を追記した方がよいや、7番の生徒指導連絡会を追記するということですが、よろしいでしょうか。

また、教職員研修についてですが、今、国では原発のいじめが問題となっています。多くの教職員は頑張っています。法の理解も含めて、記載していくのではどうでしょうか。

8番のネットいじめ等に対処する体制の整備の文言の統一についてはどうですか。国の調査では、あまりインターネット等の調査は上がっていません。都市部の最近の調査で、小学生の66%がスマホを持っているというデータもあります。

鈴木委員 もっと多くIT機器によっていじめられている子がいるだろうと考えられます。

村上委員 ネットのいじめは見えにくい。学校ではスマホ等は持ってこないように指導しています。家庭での使用状況も含め、学校から保護者に継続して、啓発していく必要があります。学校では、県立大学や県警サイバー犯罪課の協力を得て、保護者への啓発を行っています。

大路委員 SNSについては、PTAも関心を持っています。学校と家庭が連携し、子どもの携帯電話の持たせ方等を考えていくべきだと思います。今はちょっとつぶやいたことがすぐに広まっていく。保護者の何気なく使ったことが知らず知らず子どもへの悪影響につながっていく。

新井会長 子どもに情報モラル教育が必要です。そのためには保護者への啓発が欠かせないです。

- 林 委員 携帯電話に関しては、PTAとの研修会等をとおして、話をきいてもらっている。親は子どもが誰と繋がっているのか、管理ができないと、子どもがどのように使っているかわからない。
- 新井会長 親が子どもの状況を把握できていない。初めて持たせたときに、約束事ができる家庭がまだまだ少ない。次に10番の教育委員会との連携についてはどうですか。
- 事務局 教育委員会についての記載ですので、「教育委員会は…」と主語が明確になるように考えていきます。
- 新井会長 11番の警察、福祉等の関係機関等と連携についてはどうですか。警察と社会福祉協議会等と入れるのがよいですか。
- 池田委員 社会福祉協議会ですが、役割としては、ボランティアとか地域住民の組織化を主としています。相談業務も行ってはいますが、こども家庭課等との連携も含む等でいいのではないですか。
- 市川委員 福祉関係機関等と一つにまとめる感じではどうでしょうか。
- 事務局 福祉等には、医療もあります。
- 新井会長 福祉等の関係機関とは、医療も含め、福祉以外もあるということですよ。警察、福祉、医療等と変更するのでいいかと思います。12番の障害についてはどうですか。
- 事務局 障害については、子どもにかかる時はひらがなで記載し、そうでない時は、漢字で書くなど使い分けています。
- 新井会長 その表記法に違和感がありますね。
- 事務局 市から出ているものは、その表記に統一しています。
- 市川委員 市からでてくるからではなく、逆に市に意見を返すことはできないのですか。
- 事務局 注記を入れさせていただくのではいかがですか。
- 鈴木委員 私は障がいの「がい」をひらがなにする癖があります。ひらがなは、柔らかい印象があります。一般的に事務局が言われることはわかりますが、使うときはそれをそのたびに使い分けてはいないと思います。
- 新井会長 市としてはだめだということなら、仕方ないが、審議会ではひらがなでいき、決裁がおりなかったら、そのときまた考えるということはどうでしょうか。次に、特別支援教育支援員は配置についてどうですか。
- 事務局 配置されています。これは、通常学級で支援を要する場合の支援員です。特別支援学級には、介助員を配置しています。現在、増員が難しい中で、支援員の質の向上について研修を通じて行っています。
- 新井会長 一層の充実を図るなどと記載してはどうでしょうか。次に、後半は区切って意見を述べてください。
- 事務局 ありがとうございます。続いて、14番p11の③内容において、「学校基本方



針に盛り込む・・・」を「学校いじめ防止基本方針」に変更した方がよい。また、「ア～タ」の内容（項目）の見直しが必要ではないですか。次に、15番p12の④取扱において、「策定した学校基本方針」を「策定した学校いじめ防止基本方針」に変更した方がよい。次に、同ページの(2)③役割において、「カ 保護者や地域への情報提供」を「カ 保護者や地域への情報提供と情報収集」に変更した方がよいとご意見をいただきました。

- 新井会長 ア～タを見直した方がいいのではという意見ですが。
- 事務局 学校基本方針については、意義のところには、（以下、学校基本方針とする）と記載されているので、それでいってはどうか。
- 新井会長 略記しているということでいきましょう。内容についてはどうですか。エやカが少しわかりにくいかもしれません。それぞれの項目について、きちんと触れなさいということかもしれません。事務局いかがですか。
- 事務局 抽象的な部分を具体的にということでしたら、具体的にさせていただきますがこのようにしたら、というご意見をいただけたら持ち帰ります。
- 市川委員 意見したときの意図を思い出せないので、別途お伝えします。
- 新井会長 市民の方が見たときに、少しわかりにくい気もします。カでは、保護者や地域への情報提供と情報収集と追記をお願いします。
- 事務局 次に、16番p13の(3)①意義の1行目において、「温かい学級経営」を「一人ひとりが大事にされる学級経営」か「個性が尊重される学級経営」に変更した方がよい。2段落目において、「また、児童等の些細な変化等に」を「また、法の理解を深めるとともに、児童等の些細な変化等に」と追記した方がよい。また、17番(3)②内容の2段落目において、「専門家による資質向上を図る。」を「専門家による研修会を行い、資質向上を図る。」に変更した方がよい。さらに、18番(3)③ウにおいて、一般企業におけるOJTは初任者のみが対象ではないとご意見をいただいております。
- 新井会長 17番については、専門家による資質向上に文言の追加、「また、些細な変化等に気付く」の前に「法の理解を深める」を入れましょう。「温かい学級経営」については、わかるようでわからない文言であり、学校用語のように聞こえます。「寄り添う」、「温かい人間関係とは」については、もう少し具体的な方がよいという指摘だと思います。そのため、「一人ひとりが大事にされる」か「個性が尊重される」といった言葉ではどうでしょうか。「温かい学級経営」などは教員として考えなければならない言葉の使い方であり、OJTのところは、初任者に限らないのではないのでしょうか。初任者に対してはOJTが大切ですが、初任者等と入ってはいますが。個人的には、OJTではなく、OJL（ラーニング）ではないかと思っています。ベテランもそこから学ぶことがあります。上からのトレーニングとは限りません。学び合っていると考えます。

- 鈴木委員 経験から、特別支援教育が発足した当時、発達障害関係の研修が盛んに行われてきました。それが、だんだん慣れてくると少なくなっています。いじめについても、そうではなく、ずっと続けていくべきであると思い、意見を書きました。
- 新井会長 研修を深め、学び合う風土を高めるといふ感じでどうでしょうか。
- 事務局 次に、19番p14の(5)②小学校と中学校の連携において、現状、中学校単位での研修会で小中学校の連携を図ることはできないとご意見をいただきました。
- 市川委員 きれいに校区が整理している訳ではないので、1小学校が3つの中学校へ行くことがあります。厳密には、どこもできているとはいえないのではないですか。
- 事務局 幼小中の連携は大切にしています。異校種間で学校を見に行くなど色々な連携はしています。
- 大路委員 PTA連合会では、小中学校長との交流をしています。学区がばらばらになることは難しいところがありますが、家庭環境や問題行動、不登校など情報は提供して、クラス編成などに役立てていると聞いています。このままでよいのではないですか。
- 新井会長 いじめの認識に温度差やズレが学校間であることはあると思います。小中一緒の研修をすることは、いじめ防止には必要なことと思います。文言は残し、できるだけ進めていこうということではいかがでしょうか。10分延長させていただきます。
- 事務局 次に、20番p15の2行目、「多様な性についても」には賛成。さらに、「多様な友人関係」を追加するとご意見をいただいております。
- 鈴木委員 最近のLGBTのことで、性について意見があがるが、続きの文言を見ると、友達が多いことがいいという価値観だけでなく、一人でいる強さ、群れの弱さもあります。お互いの価値観を認め合える仲間作りに込めているならいいと思います。
- 事務局 性は、今の時代において、特に記載するべきと考え、記載している。友人関係については、後ろの文言に含めたつもりで記載しています。
- 新井会長 原発のいじめの問題も今はあります。この件については、友人関係は後ろの文言に含まれるということでこのままでいきましょう。
- 事務局 次に、21番p16の⑨部活動における指導の充実において、部活動においては、勝つことに主眼が置くことは重要であり、勝つことは最大の目標である。「勝つことに主眼」を「勝つことのみ主眼」に変更した方がよいとご意見をいただいております。
- 新井会長 その変更でいきましょう。
- 事務局 次に、22番p18の⑤家庭や地域との連携において、民生委員と児童委員は別

物ではなく、「民生児童委員」が役職名で同一である。また、少年補導委員の存在も大きいとご意見をいただいております。

事務局 民生委員と児童委員は別物ではなく、民生児童委員で一つであります。「民生委員・児童委員、少年補導委員」と入れさせていただこうと考えています。

佐藤副会長 少年補導委員を入れると、少年補導員も入れないといけないなど、たくさん名前が配列されます。細かくしすぎない方がいいのではないのでしょうか。

市川委員 名前は似ているが、補導委員と補導員は役割が全く違います。

佐藤副会長 本校では、指導員にもお世話になっています。あえて正式名を出すことで、役割が特定されてしまうので、やわらかい表現にしておいた方がいいのではないかと思います。

田中委員 民生委員と児童委員は一人の人が兼ねています。

市川委員 少年補導委員は子どもに絡んでおり、この審議会にいるメンバーの代表であるため、委員については、アピールした方がよいのではないのでしょうか。

新井会長 民生児童委員・少年補導委員等の等を入れてはどうでしょうか。

事務局 次に、23番同ページの(8)①意義において、「特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的」を「特定の教職員で抱え込まず、情報の共有を図り速やかに組織的」に変更した方がよいとご意見をいただいております。

新井会長 情報の共有を図りという文言を追記しましょう。

事務局 次に、24番p19の②実態把握の11行目又は13行目において、「学校」が重複しており、どちらかを削除するとご意見をいただいております。

新井会長 「学校が」が重複していますので、後ろの「学校が」を削除しましょう。

事務局 次に、25番p24の(3)①判断の3行目において、p23と同様に、「ア～イ」を「ア及びイ」とp23に合わせるとご意見をいただいております。

新井会長 文言はp23に合わせましょう。

事務局 次に、26番p25の(4)②被害児童等からの聴き取りが不可能な場合の1行目において、「児童等の入院や死亡など、被害児童等からの聴き取り・・・」を「入院や死亡など、被害児童等からの聴き取り」に変更した方がよいとご意見をいただいております。

新井会長 重複をさけて、削除しましょう。

事務局 次に、27番p26の5行目と8行目、また、p27の最終行において、「在校生」を「在籍児童等」に変更した方がよいとご意見をいただいております。

新井会長 「在校生」を「在籍児童」に訂正しましょう。地域との連携については、学校と地域の役割について具体的な記載があります。いただいた意見を事務局で反映し、考えていきましょう。

国についても見直し作業を行っています。先週、その案を作って国に示しました。パブコメに出して、見直しています。それが兵庫県、伊丹市、各学校に

と反映していきます。上から下ではないが、国の方針が出るのが5～6月に出るでしょう。それも見ながら修正をかけていくことになるであろうと思います。

続いて「(2)次年度のいじめ防止等に向けた取組」について意見はありませんか。

いじめ防止フォーラムは次年度も行う方向です。各学校では、生徒主体の取組や、ネット関係の取組の充実もお願いしたいと考えます。

それでは、本日はこれまでといたしまして、事務局にマイクをお返しします。

事務局 本日は、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。今年度は、本日をもちましてすべての予定を終了させていただきます。来年度も、年間4回の開催を予定しております。うち、1回は、社会総がかりでいじめの防止を考える市民フォーラムを開催したいと考えております。日程等については、次年度に連絡させていただきます。

配布資料に「伊丹市ネットいじめ対応マニュアル」を改訂し、12月に市内の小学校4年生の児童及び保護者に配付いたしましたので、お知らせいたします。

本年度の「伊丹市いじめ防止等対策審議会」にご出席いただき、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。